

東京工業大学つばめ博士学生奨学金 募集要項

(2023 年度 春募集)

東京工業大学では、2019 年度より新たに、本学の博士後期課程学生を対象とした奨学金「東京工業大学つばめ博士学生奨学金」を創設いたしました。

この奨学金は、志のある学生が経済的状況により本学で学ぶ機会を逸することがないように、優れた資質や能力を有する博士後期課程学生に対して経済的負担を減らし、修学を支援することを目的とするものです。

1. 奨学生の応募資格

- ・2018 年 4 月～2023 年 4 月に本学博士後期課程に入学・進学した者
- ・2023 年 9 月に本学博士後期課程に進学予定の者（現在、本学修士課程 2 年生）

但し、下記に該当する者は本制度による支援の対象とならない。

- (1) 現在受給しているフェローシップ、奨学金等の制度が、他の奨学金の受給を制限している場合
(日本学術振興会特別研究員、国費外国人留学生、外国政府派遣留学生奨学金、東京工業大学高度人材育成博士フェローシップ、東京工業大学次世代研究者挑戦的研究プログラム「殻を破るぞ！越境型理工系博士人材育成プロジェクト」等)
- (2) 社会人として所得のある者（例：正社員として企業に所属している者、個人で事業を運営し、所得を得ている者）^{注1)}
- (3) 標準修業年限を超過した者

^{注1)} 在学期間中に起業した者は所得の有無により判断するため個別にご相談ください。

※次回の募集は、2023 年 10 月中旬頃を予定しています。

※今回の募集対象者で、現時点において応募資格に該当しない場合でも、次回以降の募集の際に資格を満たしていれば応募が可能です。

※東京工業大学基金奨学金との併給は不可です。

2. 給付額

区分	奨学金（年額）
博士後期課程 1 年次	年額 480,000 円（一般奨学金）
博士後期課程 2 年次以降	年額 480,000 円（一般奨学金） 又は 年額 635,400 円（特別奨学金） ^{※注2)}

^{※注2)} 2 年次以降は、特に優秀な学業成績・研究業績等を修めた学生（2 年次・3 年次の全奨学生の 20%程度）に対して一般奨学金の代わりに特別奨学金を支給する。

3. 給付期間

奨学金を給付する期間は、最長で博士後期課程に入学してから標準修業年限の終期まで、かつ最大で6回（6学期分）の給付を上限とする。

なお、短縮修了する場合は、その期間とする。

ただし、奨学生の認定取消事由に該当する場合は、この限りではない。

4. 申請の手続き

奨学生に応募する者は、下記の受付期間内に「教務 web システム」のアンケート機能より申請すること。

アンケート名『東京工業大学つばめ博士学生奨学金新規申請』

アップロード書類 （以下の書類が必要ですのでご準備の上アンケートよりアップロードしてください。）

- ①研究計画書（様式 T-1）（所定の様式を使用し、入力後 PDF 形式で保存）
- ②銀行口座等振込依頼書 （所定の様式を使用し、入力後 PDF 形式で保存）
- ③通帳コピー （登録口座の通帳見開きページを PDF 形式または画像形式で保存）

※提出されたデータは、本奨学金業務にのみ使用し、その他の目的には使用されません。

5. 受付期間

学生の申請期間 2023 年 5 月 15 日（月）～2023 年 5 月 22 日（月）23：59

指導教員の承認期間 2023 年 5 月 15 日（月）～2023 年 5 月 26 日（金）23：59

※受付期間開始後、東工大ポータルの教務 Web システム上のアンケート欄に『東京工業大学つばめ博士学生奨学金新規申請』が表示されます。そこから申請してください。

※上記期間以外は申請用のページにアクセスできません。

申請後、指導教員が余裕をもって承認できるよう、事前に指導教員のスケジュールを確認した上で、各自指導教員に承認依頼の連絡をしてください。その際、5月26日までに承認が必要な旨も必ずお伝えください。

※上記期間内に「教務 web システム」からの申請が出来ない場合は、必ず受付期間の前にご相談ください。

6. 奨学生の選考

（1）書類選考

（2）奨学生の採用結果は、7月上旬までに本人へ通知する。（予定）

7. 奨学金の給付

奨学金は、8月下旬・1月下旬（予定）の年二回、学期ごとに奨学生本人の口座に振り込むものとする。

8. 奨学金の辞退

他の奨学金の受給を制限している奨学金等と本奨学金を併願して申請し、他の奨学金等に採用が決定した者は、直ちに学生支援課へ本奨学金の辞退を申し出ること。

9. 奨学金の休止及び復活

- (1) 支給対象期間となる学期全体に及んで休学をする見込の奨学生については、奨学金の給付を休止する。
- (2) 奨学金の給付を休止された奨学生が、その事由が止んで申し出たときは、奨学金の給付を復活することができる。

10. 奨学生の認定の取消

以下のいずれかに該当する場合には、奨学生の認定を取り消す。

- (1) 本奨学金の応募資格に適合しない状況となったとき。
- (2) 退学若しくは転学し、又は除籍になったとき。
- (3) 懲戒処分を受けたとき。
- (4) その他奨学生として適当でない事実があったとき。

11. 奨学金の返還

奨学生（奨学生の認定が取り消された者を含む）に、奨学生として適当でない事実があったときは、既に給付した奨学金の全部又は一部の返還を求めることがある。

12. 報告書の提出

- (1) 奨学生は、4月入学者については翌年3月、9月入学者については翌年9月に業績報告書を必ず提出すること。
- (2) 所定の日までに業績報告書を提出しなかった奨学生は、翌学期以降の奨学金の給付を停止する。
- (3) 奨学金の給付を停止された奨学生が、業績報告書を提出した場合には、提出日の属する学期の翌学期から奨学金の給付を再開する。 ※注3

※注3) (2)にあるように、受付期間中に報告書を提出しなかった場合は、たとえ受付期間終了後の同月内に遅れて提出したとしても、翌学期の支給は停止されます。その場合、支給再開は翌々学期からとなります。

13. 業績報告の受付期間

- (1) 4月入学者： 翌年3月上旬予定 （4月からの一年間の成果を記入すること）
- (2) 9月入学者： 翌年9月上旬予定 （9月末からの一年間の成果を記入すること）

※上記期間内に「教務 web システム」から提出が出来ない場合は、必ず受付期間の前にご相談ください。

14. 問い合わせ先

研究室が大岡山地区又は田町地区にある学生	大岡山地区 学生支援課経済支援グループ Taki Plaza1 階 mail: gak.kei@jim.titech.ac.jp
研究室がすすかけ台地区にある学生	すすかけ台地区 学生支援グループ J1 棟 1 階 mail: suz.gak@jim.titech.ac.jp